

会議の運営方針について

【会議について】

- 1 会議は、公開とする。ただし、会議の内容に個人情報等の非公開情報（明石市情報公開条例第 11 条）が含まれる場合等は、公開しないことができる。この場合は、会長が会議に諮って決定する。
（明石市市民参画条例第 13 条第 1 項及び明石市市民参画条例施行規則第 6 条）
- 2 会議の議事は、出席した委員及び副会長の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 会議の傍聴については、明石市市民参画条例施行規則第 5 条に定めるところによる。
- 4 会議資料は、傍聴者にも配付し、持ち帰り可とする。

【委員名簿について】

委員名簿を市ホームページにおいて公開する。
（明石市市民参画条例第 12 条第 2 項）

【会議録について】

- 1 会議録は、会議開催の都度、作成する。
- 2 作成に当たっては、発言者氏名等の非公開情報を除き、発言の要旨を記録する。
- 3 各委員に確認後、会議資料とともに市ホームページにおいて公開する。
（明石市市民参画条例第 13 条第 4 項、明石市市民参画条例施行規則第 7 条及び審議会等の運営及び委員の選任に関する要綱第 5 条）

明石市市民参画条例（抜粋）

（審議会等の委員の選任等）

第12条（略）

- 2 市長等は、審議会等の委員を選任したときは、委員の氏名、選任の区分、任期その他市長等が必要と認める事項を公表する。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

（審議会等の会議の公開等）

第13条 審議会等の会議は、公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

- （1）法令の規定により公開しないこととされている場合
 - （2）会議の内容に非公開情報が含まれる場合
 - （3）会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生ずると認められる場合
- 2 審議会等の会議を開催するに当たっては、あらかじめ、次に掲げる事項を公表するものとする。ただし、緊急に会議を開催する必要がある場合その他会議の開催について支障があると認められる正当な理由がある場合は、この限りでない。
 - （1）議題及び審議すべき事項の概要
 - （2）会議の開催の日時及び場所
 - （3）傍聴についての手続
 - （4）その他市長等が必要と認める事項
 - 3 前項本文の規定による公表は、緊急その他特別の理由があるときを除き、審議会等の会議を開催する日から起算して2週間前までに行うものとする。
 - 4 市長等は、審議会等の会議を開催したときは、会議録を作成し、非公開情報を除き、公表するものとする。ただし、非公開の会議にあっては、この限りでない。

明石市市民参画条例施行規則（抜粋）

（審議会等の会議の公開等）

第5条 審議会等の長（以下「会長等」という。）は、会場の秩序を保持するために必要があると認めるときは、傍聴人の入場を制限することができる。

- 2 会議を傍聴しようとする者は、自己の氏名、住所その他必要な事項を傍聴人受付簿に記入しなければならない。
- 3 傍聴人は、会長等の指示に従うとともに、会議が公正かつ円滑に行われるよう、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - （1）静粛に傍聴し、かつ、会議の進行に支障となる行為をしないこと。
 - （2）会議の撮影及び録音をしないこと。ただし、会長等の許可を得た場合は、この限りでない。
 - （3）前2号に定めるもののほか、会場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。
- 4 会長等は、前項の規定に従わない傍聴人に対して、注意をし、又は退場を命ずることができる。
- 5 前各項に定めるもののほか、会議の傍聴に関して必要な事項は、会長等が会議に諮って定める。

（審議会等の会議の非公開の取扱い）

第6条 条例第13条第1項ただし書の規定による会議の全部又は一部の非公開

の決定は、会長等が会議に諮って定めるものとする。

2 会長等は、会議の全部又は一部の非公開を決定したときは、その理由を公表するものとする。

(審議会等の会議録)

第7条 条例第13条第4項の会議録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催の日時及び場所
- (3) 議題
- (4) 出席者の氏名
- (5) 会議における発言の要旨又は議事の経過
- (6) 配布資料の名称
- (7) 事務局の名称
- (8) その他市長等が必要と認める事項

2 条例第13条第4項の規定による会議録の公表は、会議の開催の都度、速やかに行うものとする。ただし、市長等が議事の性質その他の理由によりこれにより難いと認めるときは、当該審議会等による審議が終了したときに行うことができる。

明石市情報公開条例（抜粋）

(公文書の公開義務)

第11条 実施機関は、公開請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非公開情報」という。）が記録されている場合を除き、請求者に対し、当該公開請求に係る公文書の公開を行わなければならない。

- (1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定により、又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
 - イ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
 - ウ 公務員等（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条第1号ハに規定する公務員等をいう。）の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職及び氏名（当該公務員等の氏名を公にすることにより、当該公務員等の個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）並びに職務の遂行の内容に係る部分

審議会等の運営及び委員の選任に関する要綱（抜粋）

(審議会等の会議録)

第5条 参画条例第13条第4項の規定による会議録の公表は、会議終了後1カ月以内に、会議資料とともに行うよう努めるものとする。